

第 345 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 345 回三木市議会（平成 30 年 2 月 26 日招集）に提出する議案 38 件（条例関係 18 件、新年度予算関係 8 件、補正予算関係 5 件、その他 7 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 1 号議案 三木市空家等対策協議会条例の制定について

ア 制定の理由

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画を策定するにあたり、計画の作成、実施に関する協議等を行う附属機関を設置する必要があるため。

イ 条例の内容

(ア) 附属機関の名称を三木市空家等対策協議会とする。

(イ) 協議会の委員の人数、運営方法等を規定する。

ウ 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(2) 第 2 号議案 三木市国営東播用水土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定について

ア 廃止の理由

平成 29 年度をもって土地改良法の規定による国営東播用水土地改良事業費の償還が終了するため。

イ 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(3) 第 3 号議案 東播都市計画事業三木北部土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例の制定について

ア 廃止の理由

東播都市計画事業三木北部土地区画整理事業が平成 29 年度末に完了するため。

イ 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(4) 第4号議案 政治倫理の確立のための三木市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律及び県内他市の条例と整合させるため、所要の改正を行う。

イ 改正内容

預金及び貯金の額の公開についての資産等報告書等の作成に係る規定の改正を行う。

ウ 施行期日

平成30年4月1日

(5) 第5号議案 三木市部等設置条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

効果的な施策の企画・立案及び市民生活に関わりの深い事務の円滑な実施を促進するとともに、市民目線に立った分かりやすい組織機構・組織名にするため、市の組織を再編する。

イ 改正内容

- (ア) 企画管理部を企画部門と総務部門に分離する。
- (イ) 市民ふれあい部を「市民生活部」に改称し、再編する。
- (ウ) 豊かなくらし部を「産業振興部」に改称し、再編する。
- (エ) まちづくり部を「都市整備部」に改称し、再編する。
- (オ) 美しい環境部を「上下水道部」に改称する。

現 行	改正案
企画管理部	総合政策部 総務部
市民ふれあい部	市民生活部
健康福祉部	健康福祉部
豊かなくらし部	産業振興部
まちづくり部	都市整備部
美しい環境部	上下水道部

ウ 施行期日

平成30年4月1日

(6) 第6号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

組織の改正等に伴い、補職名を整理し、管理職手当を支給する職を変更

するため、所要の改正を行う。

イ 改正内容

- (ア) 行政職給料表の等級別標準職務表を改正する。
- (イ) 管理職手当を改正する。

現 行		改正案	
補職名	支給月額	補職名	支給月額
参与、部長、消防長、 議会事務局長	85,000円	部長、消防長、議会事 務局長	85,000円
		参事、次長	75,000円
政策主幹、消防次長	70,000円	政策主幹、消防次長、 消防署長	70,000円
室長、課長	65,000円	室長、課長、所長、 議会事務局次長	65,000円
特命室長、特命課長	60,000円	主幹	60,000円
副室長、副課長	50,000円	副室長、副課長、 副所長	50,000円

ウ 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(7) 第 7 号議案 三木市市民活動支援条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

活動団体のすそ野の拡大と育成を目的とし、市民活動を行う新規団体への支援の充実を図るとともに、現在支援金の交付を受けている団体の自立した活動の運営を促進するため、所要の改正を行う。

イ 改正内容

- (ア) 支援金の額等の見直しを行う。
- (イ) 現制度で支援金を受けている活動団体には経過措置を設ける。

現 行			改正案		
事業名	支援金 上限額	交付 回数	事業名	支援金 上限額	交付 回数
一般的な事業	5万円	制限 なし	立ち上げ支援 事業	初回10万円 2回目以降 5万円	3回
効果が顕著と 認められる事業	20万円	制限 なし			
市との協働事業	2分の1	制限 なし	市との協働事業	(改正なし)	

ウ 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(8) 第 8 号議案 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援の事業所指定、指導権限が県から市に移譲されるため、所要の改正を行う。

イ 改正内容

(ア) 基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援の事業の基準、指定居宅介護支援事業者の要件を定める。

(イ) 指定居宅介護支援事業者の新規指定・指定更新申請に関する事務について、審査手数料を徴収する。

ウ 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(9) 第 9 号議案 三木市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

健康寿命を延ばす施策や高齢者の安全・安心なくらしを支えるための事業を強化・促進するため、対象者数・事業費とも増加傾向にある敬老祝金制度の見直しを行う。

イ 改正内容

(ア) 節目年齢の高齢者に支給してきた祝金の額等を改める。

(イ) 支給対象に、男女それぞれの最高齢者を加える。

年齢区分	現行	改正案
77 歳	7,000 円	3,500 円
88 歳	10,000 円	5,000 円
99 歳	20,000 円	10,000 円
100 歳以上	50,000 円	10,000 円
最高齢者	—	10,000 円

ウ 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(10) 第10号議案 三木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、平成30年度から国民健康保険の運営主体が都道府県単位になることに伴い、所要の改正を行う。

イ 改正内容

国民健康保険運営協議会の根拠規定を明記する等、所要の改正を行う。

ウ 施行期日

平成30年4月1日

(11) 第11号議案 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行等により、平成30年度から国民健康保険の運営主体が都道府県単位になることに伴う所要の改正を行うとともに、兵庫県に「国民健康保険事業費納付金」を納付するために必要な国民健康保険税を確保するため、保険税率を改定する。

イ 改正内容

(ア) 国民健康保険税の基礎課税分・後期高齢者支援金分・介護納付金分に係る税率・課税限度額を引き上げる。

項目		現行	改正案
基礎課税分	所得割	5.9%	6.5%
	均等割	24,000円	25,000円
	平等割	19,500円	20,000円
	賦課限度額	54万円	58万円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.1%	2.3%
	均等割	7,500円	9,000円
	平等割	6,000円	7,000円
	賦課限度額	19万円	(改正なし)
介護納付金分	所得割	1.6%	2.0%
	均等割	7,000円	8,000円
	平等割	5,500円	6,000円
	賦課限度額	16万円	(改正なし)

- (イ) 国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の額を改める。

区分	現 行	改正後
7割軽減	33万円	(改正なし)
5割軽減	33万円＋ 27万円×被保険者数	33万円＋ 27万5千円×被保険者数
2割軽減	33万円＋ 49万円×被保険者数	33万円＋ 50万円×被保険者数

ウ 施行期日

平成30年4月1日

(12) 第12号議案 三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

介護保険法施行令等の改正に伴う所要の改正を行うとともに、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を定める。

イ 改正内容

(ア) 介護保険料に係る所得段階を判定する基準となる合計所得金額について、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いる。

(イ) 所得段階のうち、第7段階から第9段階までを区分する基準となる合計所得金額を改める。

なお、介護保険料の基準額（月額）は、5,200円で据え置く。

ウ 施行期日

平成30年4月1日

(13) 第13号議案 三木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

イ 改正内容

三木市国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定による住所地特例の適用を受けて引き続き三木市国民健康保険の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、三木市が保険料を徴収すべき被保険者とする。

ウ 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(14) 第 1 4 号議案 三木市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

農業災害補償法の改正に伴い、農業共済の全てを対象に共済掛金率を農家ごとの危険段階別に設定する方式が義務化されることとなったため、園芸施設共済について、この方式を導入するための所要の改正を行う。

イ 改正内容

園芸施設共済について、農業者ごとの危険段階別共済掛金率に係る規定を追加する。

ウ 施行期日

兵庫県知事の認可があった日（平成 30 年 4 月 1 日以後に補償責任が始まる園芸施設共済に適用）

(15) 第 1 5 号議案 三木市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

都市公園法施行令の改正に伴い、公園施設の設置基準として、一の都市公園の敷地面積に占める運動施設の敷地面積の割合を、条例により定めることとされたため、所要の改正を行う。

イ 改正内容

一の都市公園の敷地面積に占める運動施設の敷地面積の割合を、100 分の 50 とする。ただし、ともえ運動公園は 100 分の 60、緑が丘スポーツ公園は 100 分の 55、三木グリーンパークは 100 分の 75 とする。

ウ 施行期日

公布の日

(16) 第 1 6 号議案 三木市議会議員及び三木市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

公職選挙法及び公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う。

イ 改正の内容

(ア) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担限度額（日額）を引き上げる。

(イ) 選挙運動用ポスター作成に係る公費負担限度額（1 枚当たり）を引き上げる。

(ウ) 市長の選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額（1 枚当たり）を

引き上げる。

- (エ) 市議会議員の選挙において、選挙運動用のビラの頒布ができるようになったことにより、公費負担額（1枚当たり）を定める。

ウ 施行期日

平成31年3月1日

(17) 第17号議案 三木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正等に伴い、所要の改正を行う。

イ 改正内容

- (ア) 消防本部の所管に属する事務のうち、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可及び完成検査前検査に関する事務、特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務に係る手数料を改める。

- (イ) 交付申請者の負担軽減を図るため、り災、救急搬送等の証明に係る手数料を無料とする。

ウ 施行期日

平成30年4月1日

(18) 第18号議案 三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行う。

イ 改正内容

補償基礎額に係る扶養親族加算額の規定を改正する。

ウ 施行期日

平成30年4月1日

2 条例、予算関係以外

(1) 第19号議案 調停の申立て等について

自由が丘中公園内のベンチが破損し、負傷したことに関し、相手方と交渉を行ってきたが、合意が得られないため、損害賠償の額を決定し、和解することについて、神戸簡易裁判所に調停の申立てを行うため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

(2) 第20号議案 農作物共済に係る危険段階基準共済掛金率の設定について

国の農作物共済掛金率の改定に伴い、農作物共済の危険段階基準共済掛金率を設定するに当たり、兵庫県が定める農作物危険段階基準共済掛金率設定要領の規定により、議会の議決を求めるもの。

(3) 第21号議案 園芸施設共済に係る危険段階基準共済掛金率の設定について

国の園芸施設共済掛金率に基づき、園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率を設定するに当たり、兵庫県が定める園芸施設危険段階基準共済掛金率設定要領の規定により、議会の議決を求めるもの。

(4) 第22号議案 市道路線の廃止について

市道旧三木駅前線及び末広近藤線について、起点又は終点を変更するために、市道路線を廃止することについて、道路法の規定により、議会の議決を求めるもの。

(5) 第23号議案 市道路線の認定について

市道旧三木駅前線、末広近藤線、末広3号線及び大塚1号線について、市道路線を認定することについて、道路法の規定により、議会の議決を求めるもの。

(6) 第24号議案 指定管理者の指定について

別所ゆめ街道飲食物産館について、平成30年4月から3年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

(7) 第25号議案 指定管理者の指定について

自由が丘中公園バス待合施設について、平成30年4月から3年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

3 新年度予算関係 【別添「平成30年度当初予算（案）の概要」参照】

- (1) 第26号議案 平成30年度三木市一般会計予算
- (2) 第27号議案 平成30年度三木市国民健康保険特別会計予算
- (3) 第28号議案 平成30年度三木市介護保険特別会計予算
- (4) 第29号議案 平成30年度三木市農業共済事業特別会計予算
- (5) 第30号議案 平成30年度三木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (6) 第31号議案 平成30年度三木市学校給食事業特別会計予算
- (7) 第32号議案 平成30年度三木市水道事業会計予算
- (8) 第33号議案 平成30年度三木市下水道事業会計予算

4 補正予算関係 【別添「平成29年度3月補正予算（案）の概要」参照】

- (1) 第34号議案 平成29年度三木市一般会計補正予算（第6号）
- (2) 第35号議案 平成29年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (3) 第36号議案 平成29年度三木市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- (4) 第37号議案 平成29年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- (5) 第38号議案 平成29年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）